

# カンバーランド長老教会神学史における

## 贖罪論の変遷に関する一考察

松 本 雅 弘

### I、序

一八一〇年に創設されたカンバーランド長老教会は、自らの『信仰告白』を三度にわたって改訂する営みを通じてきたユニークな歴史をもつ長老派教会である。①『ウェストミンスター信仰告白』から始まり、『一八一四年版カンバーランド長老教会信仰告白』（以下、『一八一四年版信仰告白』）、『一八八三年版カンバーランド長老教会信仰告白』（以下、『一八八三年版信仰告白』）、そして『一九八四年版カンバーランド長老教会信仰告白』（以下、『一九八四年版信仰告白』）はいずれも、契約概念が『信仰告白』の神学的枠組みとなつていく点において共通するものと考えられる。しかしながら、以上の四つの『信仰告白』を比較するとき、それぞれの『信仰告白』の神学的枠組みとなる契約概念が、カンバーランド長老教会の歴史にそつて変化してきた。そして、契約概念の変化は、贖罪論の変化であるとも言える。すなわち、『ウェストミンスター信仰告白』

『白』とその一部修正によって成立した『一八一四年版信仰告白』は、「業の契約」と「恵みの契約」という二つの契約による図式 (the two covenant schema) を神学的枠組みとしてもつ。これに対し『一八八三年版信仰告白』は、「業の契約」と「恵みの契約」という二つの用語を使用しつつも、それらの用語が備えもつ贖罪論的意味に修正を施している。例えば、キリストの十字架の贖罪論的意味を表現することにおいて、『一八一四年版信仰告白』が「satisfaction (充足／満足)」という用語をあてているのに対し、『一八八三年版信仰告白』は、「propitiation (贖い／償い)」というユダヤ祭儀律法のカテゴリーで使用されてきた聖書用語をあてる。そして遂に、『一八八四年版信仰告白』では、「業の契約」という用語が消滅し、「恵みの契約」という唯一の契約による図式が『信仰告白』全体を規定する新たな神学的枠組みとなっていくのである。

本稿は、『ウェストミンスター信仰告白』の新しい解釈に立ち、その後さらに、『一八一四年版信仰告白』、『一八八三年版信仰告白』、そして『一八八四年版信仰告白』と、常に新たな『信仰告白』を生み出していったカンバーランド長老教会神学史にそって、その時代の『信仰告白』に深くかかわったF・ユイニング(一七七三〜一八四一)、R・ベアード(二七九九〜一八八〇)、S・バーニー(一八一四〜一八九三)、P・F・ジョンソン(一八五二〜一九二五)、E・K・リーガン(一九〇〇〜一九八五)という代表的神学者らの神学を例証しながら、各『信仰告白』の贖罪論とその変遷に着目し、特に『一八八四年版信仰告白』にあらわされた現代のカンバーランド長老教会の神学の特徴を考察するものである。<sup>②</sup>

## Ⅱ、『ウエストミンスター信仰告白』の贖罪論

### A、カルヴァンの贖罪理解

宗教改革者カルヴァンは、著書『キリスト教綱要』で、キリストによる贖罪の業をキリストの祭司・預言者・王という三職制と結びつけながら展開する。この点について、H・マクドナルドは以下のように説明する。<sup>③</sup>

まずカルヴァンは、「贖い主のつとめがかれに課せられたのは、かれがわれわれのために、救い主となりたもうためであった」と述べる。<sup>④</sup>カルヴァンによれば、贖い主キリストの人格には三つの職務が密接に結びつき、しかもその三職がいかに贖い主キリストにふさわしいかを説く。<sup>⑤</sup>さらに、「かれがどのようにしてわれわれに救いを獲得したもうたか」と議論を展開する。<sup>⑥</sup>

カルヴァンは、議論の前提として、神の怒りの現実に着目し、神は「キリストによってわれわれと和解したもうまでは、われわれに対してどうして敵対したもうたのか」との問題を提起する。<sup>⑦</sup>続けて、次の二つの理由を挙げつつ、人間が贖い主を必要とする根拠を紹介する。それは、第一に、アダムの墮落以降、全人類は贖い主なしに神を知るに有効な知識を喪失したこと、そして、第二に、父なる神はその愛によってキリストにある人間との和解を妨げもし、かつ期待もする、ということである。<sup>⑧</sup>カルヴァンによれば、キリストの死によって神の好意が獲得されるまで、神は人間の敵であった。<sup>⑨</sup>ただし、その神の怒りは復讐心による怒りではなく、神の愛のうちにある怒りであるが故に、神によって和解が提供される、と結ぶ。

ところで、キリストはいかにして人間に救いをもたらすのか。ここでカルヴァンは、いわゆる「法代償的贖罪論」の立場をとる。<sup>⑩</sup>キリストは神の裁きと怒りを身に引き受けた。<sup>⑪</sup>すなわち、キリストが人間の罪を取り除き、神の敵意を除き去るのは、キリストの完全な服従による。キリストはその死において「われわれの

不義のためにわれわれに対して留められていた―あるいはむしろ、われわれの上に落ちかかっていた―いっさいの呪いが、かれに移されることによって、われわれから取りのぞかれるためであった<sup>12)</sup>。カルヴァンは、この議論を締めくくるにあたり、『使徒信条』にふれ、キリストの十字架の出来事と共にキリストが死んで葬られたことにより、「かれは御自身の死によってわれわれの生命を贖いたもうたのである<sup>13)</sup>」と結ぶ。

H・マクドナルドは、カルヴァンの贖罪論の背景に、ルターにも共通する「愛」と「義」という二つの原理を贖罪に関連づけつつ、さらにその二つの原理を互いに調和させようとする試みがあったことを指摘したうえで、その試みの限界について、「それはある程度達成したが、受容し得る代償的贖罪論は念入りに形成されなければならぬ。しかしその発展において愛の原理が義の原理に続く副次的なものになってしまった<sup>14)</sup>」と述べるのである。

こうしたH・マクドナルドの指摘は、カルヴァン主義神学の一つの成果としての『ウェストミンスター信仰告白』にも妥当すると言えよう。『ウェストミンスター信仰告白』は、神の絶対主権と人間意志の自由の両者を調和させるために、神と人間との関係を「業の契約」と「恵みの契約」という二つの契約関係で捉えようとする。しかも、「恵みの契約」を「業の契約」の要求を満たす二次的契約と位置づけ、「義」を「業の契約」の要求を満たすことによって獲得される法的概念として理解する<sup>15)</sup>。その結果、『ウェストミンスター信仰告白』では、「愛」が「義」に従属する神学的枠組みをもったものと考えられるのである。

#### B、『ウェストミンスター信仰告白』の贖罪論

一六四六年、イギリスにおいて成立した『ウェストミンスター信仰告白』は、その後、スコットランド、および、アメリカ合衆国内の長老派教会の信条として受け入れられ、多大な影響をもたらすことになった<sup>16)</sup>。

『ウエストミンスター信仰告白』は、神が「理性的存在」であるがゆえに、その神のかたちに創造された人間も「理性的被造物」であると、次のように定義する。「神は、…人間を男と女に、理性ある不死の靈魂もち、ご自身のかたちに従って知識と義とまことのきよさとを賦与された。心の中に記された神の律法とそれを成就する力を持ち、しかも変化し得る自分自身の意志の自由に委ねられ、違反する可能性のある者として創造された。」<sup>18)</sup>

『ウエストミンスター信仰告白』によれば、人間は神のかたちに創造された存在として「理性的被造物」であり、「意志の自由をもった存在」である。「意志の自由」とは、「善にも悪にも強制されない状態」を意味し、「自然の絶対的必然で決定されてもいない」ことを指す。<sup>19)</sup> 換言すれば、「意志の自由をもった」人間とは、正しいことと間違つたことを理解し、選択しうる存在ということである。これが「神のかたち」の意味である。

以上のことから、『ウエストミンスター信仰告白』の特色は、論理性にあると言える。<sup>20)</sup> このことは、『ウエストミンスター信仰告白』の神学的枠組みについてもあてはまる。『ウエストミンスター信仰告白』は、「業の契約」と「恵みの契約」の二つの契約による図式によって全体が枠づけられている。さらに、二つの契約による図式という神学的枠組みのなか、全体を貫いて「審判者」、「律法」、「選び」という三つの用語が繰り返される。こうした『ウエストミンスター信仰告白』の当然の帰結は、人間論、神論へと一貫していく。すなわち、『ウエストミンスター信仰告白』によれば、人間は「理性的被造物」であり、この世界は理性的被造物である人間によって把握しうる法により支配された秩序ある体系的な世界である、となる。さらにまた神は、法の統治者として、人間と世界とに対して「審判者」であり、「律法」に従って世界を支配する存在である。言い換えれば、神は、「審判者」として自らも「律法」に拘束される存在である。こうした神であるがゆ

えに、神と「理性的被造物」としての人間とのあいだの基本的、本質的關係は、「律法」に基づく法的關係となる。このような神学的枠組みのなかで、次に考察する贖罪論も展開される。

『ウェストミンスター信仰告白』の贖罪論も、きわめて論理的である。最初の人アダムとエバとは、理性と意志の自由をもっていた。しかし、その自由を誤用した結果、「律法」の要求する「裁き」を身に招くこととなる。しかも、「アダムは人類の代表である」という主張のなかに、トマス・アクイナス以来のキリスト教スコラ主義の影響をうかがい知ることができる。<sup>21)</sup> 人類の代表であるアダムが罪を犯した結果、その子孫である人類に罪が転嫁され、全人類は「審判者」である神によって「律法」の刑罰下に置かれる。しかし、神の憐れみにより全人類に、新たな代表として第二のアダムであるキリストが遣わされ、キリストが「律法」に完全に服従し、そして、人類の刑罰を身代わりに受ける法代償的死をまっとうすることによって、必要な刑罰が執行されたとする。<sup>22)</sup> ただし、この法代償的贖罪論が成立するには、いくつかの前提が必要となる。その一つは、「恵みの契約」が永遠の救いへと選ばれた者に限定される、というものである。<sup>23)</sup> 一般に、この贖罪理解を「限定的贖罪論」と呼ぶ。ここでも論理性という特色が強くあらわれている。すなわち、ここで永遠の救いにあずかる者が限定されるという「選び」がなければ、キリストの法代償的死が全人類に妥当する普遍的救済へと帰結することになる。このように「選び」と、キリストの十字架の出来事を「律法」という刑法に定められた司法的刑罰の執行と理解する法代償的贖罪論とは、一つの対を成す理論であることが分かる。しかも論理性を貫いた結果、この「選び」は創造以前にさかのぼるものとされる。<sup>24)</sup>

これに対して、アルミニウスは、「恵みの契約」を条件的に理解する立場をとることにより、法代償的贖罪論の論理的帰結としての普遍的救済を退けるのである。後に、この考え方は、ピューリタンによって継承され、その影響下にあるカンバーランド長老教会の伝統のなかにも受け継がれていくことになる。

### C. 『ウェストミンスター信仰告白』とカンバーランド長老教会の創立

カンバーランド長老教会の創立の契機となった一八一〇年のアメリカ長老教会の分裂は、神学的な必然のなかにあったと言える。

一八一〇年のカンバーランド長老教会の誕生の直接的要因は、ケンタッキー大会に起こった分裂にあった。当時、ケンタッキー大会は、カンバーランド中会のほか、トランスシルヴァニア中会、ケンタッキー中会の計三つの中会により成立していた。ケンタッキー大会は、次のような三つの理由によって、カンバーランド中会を解散させたのである。第一に、「選び」の範囲をめぐっての神学的理解の相違、第二に、一部の教職者の按手をめぐっての神学的、また教会政治的理解の相違、そして第三に、信仰覚醒運動の受け止め方の相違である。これら三つの論点を中心に議論を戦わせた結果、両者のあいだに合意が得られず、ケンタッキー大会は、カンバーランド中会に対して解散措置をとることになった。一八一〇年、S・マカドゥ、F・ユーイング、そしてS・キングの三教職者は、新たな中会を再編成し、ケンタッキー大会に対して加入申請を行ったが、大会会議で否決され、その結果、カンバーランド長老教会が誕生するに至ったのである。

ところで、アメリカ長老派教会の神学史は、『ウェストミンスター信仰告白』の受け入れをめぐって、様々な議論が生じていたことを伝えている。特に、イギリス・ピューリタニズムの影響下にあった長老派を中心に、『ウェストミンスター信仰告白』の一部修正が求められた。その修正の焦点は、「恵みの契約」を条件的に機能させることにあった。すなわち、「恵みの契約」を条件的に機能させることは、神の主権に制限を課すことになる。その結果、一方において人間の意志の自由が保証され、もう一方において普遍的救済を退け得たのである。このようななかで、彼らの神学的問いかけは、『選び』がないのなら、人はいかにして救われるのか」ということに発展していく。その結果、信仰生活における「内省」に関心が集まり、「回心」の体験

が強調されるようになった。しかも、「回心」の体験がある種の「業」とみなすようになっていった。こうして、「伝道説教」、「悔い改め」、「聖書を読むこと」、「祈り」等が、重要視されていく。さらにまた、この時期、「神学的心理学」と呼ばれるものが重んじられた。人間の「快・不快の原理」を利用する「神学的心理学」を用いた説教は、「律法」への言及からはじめて聴衆の心に恐怖心呼び起こし、そして、「悔い改め」の報いとしての救いの約束を提示する、というパターン化された「伝道説教」が語られるようになった。<sup>28</sup>

以上のように、初期のカンバーランド長老教会の神学は、二契約図式の神学的枠組みを保持しつつ、第二の「恵みの契約」を第一の「業の契約」同様に条件付としたのである。この点が『ウエストミンスター信仰告白』との相違点であり、イギリス・ピューリタニズムの影響下にあった長老派教会の流れを汲むカンバーランド長老教会が、『ウエストミンスター信仰告白』の神学に求めた修正点でもあった。こうした神学の特徴は、第一に、贖罪の主観的側面の強調にあり、回心や新生の経験といった「体験」を重要視するものである。第二に、神と人間の関係を法的関係と捉える『ウエストミンスター信仰告白』の神学的枠組みを踏襲する一方、特に神の主権に制限を加え、神の主権と人間の意志の自由とを調和させようとする。これは伝道的なアメリカ長老主義の新たな動きと軸を同じくするものであった。

このようにしてカンバーランド長老教会は、神の主権を重要視する『ウエストミンスター信仰告白』の神学から離れ、その告白の一部修正の帰結として、『二一八一年版信仰告白』を独自に生み出すのである。カンバーランド長老教会は、神の主権に制限を加え、意志の自由に注目する人間の自律性を強調する神学へと、大きな一歩を踏み出していくこととなったのである。

### Ⅲ、『一八一四年版信仰告白』の贖罪論

#### A、ファイニス・ユーイングの神学

カンバーランド長老教会は、信仰覚醒運動によって誕生した教会と表現しても過言ではない。『一八一四年版信仰告白』執筆者の一人であったファイニス・ユーイングは、カンバーランド長老教会の神学的ルーツをアメリカ長老主義の祖としてのピューリタンに求める。ピューリタンの神学であるピューリタニズムとは、人間の自由の側面を強調する修正カルヴィニズムと言えよう。

『一八一四年版信仰告白』は、初期のカンバーランド長老教会の指導者たちが『ウェストミンスター信仰告白』との神学的対話をなした結果として作成されたもので、基本的には、『ウェストミンスター信仰告白』の神学的枠組みを継承していると言える。ただし、贖罪論において、一部修正を加えている。その修正とは、現実の信仰覚醒運動との密接なかわりの経験から、『ウェストミンスター信仰告白』の保持する「限定的贖罪論」を退けたという点にある。以下、H・W・マロウの説明にそって、この時代を代表するカンバーランド長老教会の神学的指導者F・ユーイングの主張の要点を整理してみたい。<sup>27)</sup>

F・ユーイングは、カンバーランド長老教会の創立者の一人であり、カンバーランド長老教会の最初期および二十年にわたる神学的、実際の指導者であった。『一八一四年版信仰告白』は、彼の神学を色濃く反映しているものと言えよう。また、その著書、*A Series of Lectures on the Most Important Subjects in Divinity*（『神学の最重要主題に関する講義』）のなかでも、その神学的強調点が展開されている。

F・ユーイングは教職者を志す学生達に対して法律を学ぶことの必要性を強く勧める。<sup>28)</sup>これは、F・ユーイング自身の神学が、『ウェストミンスター信仰告白』の「審判者」としての神観、神と人間の関係が「律法」を仲立ちとする法的関係であるとの理解に同意していたことを物語っていると見えよう。しかし、彼

の贖罪論には、従来の『ウェストミンスター信仰告白』の明らかな修正がみられる。彼はその贖罪論において、「業の契約」と「恵みの契約」という二契約図式を採用しつつも、人間の意思の自由を「恵みの契約」を受け取る自由であると定義づけた。すなわち、「恵みの契約」を条件的に機能させたのである。そして、「選び」の範囲を限定せずに、キリストの十字架の死による「律法」の要求の充足が、人類全体のためであったことを強調するのである。

B、『一八二四年版信仰告白』の忠実な継承者としてのリチャード・ベアードの神学

リチャード・ベアードは、一八三二年にケンタッキー州プリンストンにあるカンバーランド大学を卒業すると同時に母校の言語学教授に就任し、六年間にわたって教鞭をとった。その後、ミシシッピ州のシャーロン大学に移り、さらに、一八五四年から一八八〇年まで、テネシー州レバノンに創設されたカンバーランド大学神学部で神学を講じた。彼は、『一八二四年版信仰告白』に表現されたF・ユーイングの神学の忠実な継承者であると言える。彼は、一八六四年、*Lectures on Theology*（『神学講義』）を著した。そのなかで展開される神学の特徴は、人間の経験に基礎を置く点であろう。以下、H・W・マロウの説明にしたがってR・ベアードの神学を概観する<sup>29</sup>。

H・W・マロウによれば、R・ベアードは、人間の「自己」が、「心（マインド：理性的／科学的）」と「意志（意志決定機関：法とかかわる部分／实际的）」と「感性（感情的）」とから成立しており、特に神学に関係する分野は「意志」の分野が中心となる、と考えていたとする。R・ベアードは、「良き神学」の条件として、それが、科学的、経験的、そして実的である必要があると考えた。そして、「意志」の分析の結果、「自己」には二つの特徴が兼ね備えられており、その一つは「意志の自由」であり、もう一つは「他者・神へ

の依存」であると理解していた。

さらにまた、R・ベアードは、神と人間との関係が法律的であり、神は律法の賦与者であると考えていた。その結果、人間には「律法」への服従の報いとしての天国が約束されている、と理解したのである。「恵みの契約」は無条件的であるが、その「恵み」を選ぶ自由が人間の側にあるとする。これを別の観点から説明し、「人間は法的に罪人であるが、しかし人格的に罪人でない」と語っている。

H・W・マロウは、R・ベアードの神学を称して「発展的神学」と表現した。そして、この「発展性」こそ、後に『一八八三年版信仰告白』を生み出す契機となる。つまり、演繹的に閉じられた世界で神学を営むのではなく、その時代に適用する神学を営もうとする「発展的神学」の傾向が、カンバーランド長老教会の神学史を特徴づけることになるからである。

以上のように、『一八一四年版信仰告白』にみられる『ウェストミンスター信仰告白』の一部修正は、結果として「修正」を超えて、「改訂」へとつながっていくことになる。一般的に長老派教会では、『信仰告白』が聖書から生み出されたがゆえに、その前面「改訂」を試みることは、きわめて稀であると言われるが、カンバーランド長老教会は、その宣教の業をもってかわりをもつ「その時代」からの問いかけにより、新たに聖書に向かい、その結果として『信仰告白』を改訂する神学的柔軟性をもっていたのである<sup>⑧</sup>。これは今日の宣教学でいう「文脈化 (contextualization)」の先駆けと言えよう。

『一八一四年版信仰告白』は、表面的には『ウェストミンスター信仰告白』と比較して大差ないように見える。しかし、その後のカンバーランド長老教会神学史を概観するとき、『一八一四年版信仰告白』の作成という出来事自体が、単なる内容上の「一部修正」ではなく、『ウェストミンスター信仰告白』からの「別離」を意味する大きな一歩であったと言えるのである。

#### IV、『一八八三年版信仰告白』の贖罪論

##### A、歴史的背景

一九世紀は、神学的に大きな変化が生じた時代であった。啓蒙主義の嵐が吹き荒れるなか、科学の分野においては進化論が一世を風靡し、特に神学界では聖書学の分野で歴史的批評的方法が聖書に適用された。シユライエルマツハーは、神学を科学から守ろうとする試みの帰結として自由主義神学を打ち立てていく。また、哲学の分野においてもパラダイム・シフトが生じていた。それは、実念論にかわり「個別が普遍」という唯名論の台頭である。これは、即、神学の領域にも影響をもたらしたと言えよう。

『ウェストミンスター信仰告白』に代表される改革派・長老派教会の神学は、一般に「契約神学」と呼ばれる。カンバーランド長老教会もその流れを汲む。この時代、契約神学の前提であるアダムの歴史性が、聖書批評学によって攻撃にさらされた。そして、契約神学のもう一つの前提である「契約の代表者としてのアダム」という理解、すなわち、「普遍的人間としてのアダム」が、唯名論によって批判の対象とされた。その結果、『ウェストミンスター信仰告白』と『一八一四年版信仰告白』は、時代の嵐によって大きな挑戦を受けることとなった。

##### B、『一八八三年版信仰告白』改訂の中心的神学者スタンフォード・バーニー

『一八八三年版信仰告白』改訂委員会の委員長をつとめたカンバーランド大学の神学教授スタンフォード・バーニーは、R・ベアードのもとで神学を修めた人物である。ベアード自身は『一八一四年版信仰告白』改訂を終始拒んだ学者として知られているが、その師のもとに学んだS・バーニーは、時代の空気を満喫しながら、自らの信仰的良心に忠実にその神学を展開していくのである。以下、H・W・マロウの説明にしたが

つてS・バーニーの神学を概観する。<sup>32)</sup>

S・バーニーは、『一八一四年版信仰告白』に刺さった「とげ」を抜き去ることに努めた。その「とげ」とは、二契約図式における「審判者」としての神観であり、神と人間との関係を規定する「律法」理解、そして、アダムが人類を代表して神との間に「業の契約」を結んだ、という考え方であった。『一八一四年版信仰告白』によれば、神と人間との関係において、神はあくまでも自ら制定した「律法」に拘束される存在として人間の前に「審判者」であり続ける。当然、神は人間に「律法」を完全を守るように要求し、「律法」の要求を充たせば報いとして永遠の命を授けるが、充たさなければ永遠の刑罰下に置く。そして、アダムは歴史的存在であり、しかも神と「業の契約」を交わす際に全人類の代表として契約を交わした、というのである。これに対しS・バーニーは、第一に、契約の代表者としてのアダムの存在を受け入れることを拒否する。S・バーニーにとって「普遍は名ばかり」であり、むしろ「個別が普遍」であった。その結果、彼は、『一八一四年版信仰告白』が『ウエストミンスター信仰告白』から継承した「原罪の遺伝」という考え方に修正を求めたのである。

第二に、S・バーニーは、神を「審判者」として理解する契約神学が、「正義が神」という根本的な誤りを犯しているとして、「神が愛である」という真理を「義」に従属させていると批判したのである。H・W・マロウによれば、バーニーの神学の力点は「愛の神の回復」にあった。

S・バーニーの師であるR・ベアードが、神を「審判者」として捉え、神と人間との関係を従来の「法律的関係」と理解したのに対して、上述のようにバーニーは、神を「天の父」と受けとめ、神と人間との基本的関係を「愛の関係」と理解したのである。彼は神が父であり人間が子であることを次のように説明する。すなわち、神は既存の物質を用いて肉体を創造したが、魂は単なる被造物ではなく神から発生したものであ

る。肉体は性交によつて形成されるが、魂は無から創造される。したがつて、神は父であり、人間は神の子なのである、と理解するのである。

この結果、「律法」理解にも変化が起きた。すなわち、「律法」を破ることによる「刑罰」に代わつて、神である「親」がわが子に自らの意志である「律法」を教えるという「訓練」という概念が用いられた。R・ペアードによれば「罪」とは、その本質が「律法」に違反するという法律概念であるのに対して、S・バーニーにとつての「罪」とは、「神への反逆」という人格・関係概念として理解される。つまり、「罪」とは人間の自己中心性、自己中心的愛に原因があるとするのである。当然、従来の伝統的な「原罪」理解も修正される。S・バーニーによれば、「罪」とは肉体の問題ではなく、魂の問題である。魂が神によつて造られたということ、神と人間との関係が「親↪子関係」であることを意味する。それゆゑに、神の主権は「審判者」としての主権ではなく、「親」としての主権であり、このような文脈に「律法」が位置づけられていくのである。すなわち、「道徳律法」は、愛に富む親の意志と同じような意味において神の意志なのである。したがつて「律法」は、法律として伝達されるのではなく、「戒め・命令」として伝えられるべきものである、とS・バーニーは主張する。

こうしたS・バーニーにとつて、その贖罪論は、「律法」の要求を満たすという意味で「充足」という法律的な十字架理解を退け、「贖い／償い」という聖書の祭儀的な意味で十字架を捉えなおすことへと大きく変化を遂げたのである。これまでのカンバーランド長老教会の神学における救済論は、概して十字架のみを強調する傾向にあつたと言えるが、S・バーニーの神学以降、十字架に加えて、キリストの生涯と復活を救済論の中心に位置づけたと言えよう。彼によれば、キリストは人類を愛し、その人類の罪によつて死んだのである。なぜなら、罪の結果は死だからである。神はキリストにおいて人間の罪の結果として十字架で受苦し、

人間と復活の命を分かち合うために、死から復活したのである。

以上のように、S・バーニーの神学は、契約神学の用語を使いつつも、従来の用語に新しい概念を込めていく<sup>③</sup>。カンバーランド長老教会はここに至って大きな変化を遂げたのである。『一八八三年版信仰告白』は、このような神学を背景として生み出されていった。

### C、『一八八三年版信仰告白』の贖罪論

H・W・マロウによれば、『一八八三年版信仰告白』は、上述のバーニーの影響を大きく受け、特に以下三つの点でそれが顕著であったと分析する<sup>④</sup>。

第一に、「業の契約」と「恵みの契約」という二契約図式における神と人間との関係に大きな変化が生じた点である。神と人間との関係を表す「契約」という用語が創造との関係において一回だけ用いられているが、「律法」を親と子の関係の中で理解するため、「律法」との関連個所に「業の契約」への言及はなくなる。そして、この「律法」の中心としてキリストの愛の律法、すなわち「神と隣人を愛せよ」を「唯一の法」として位置づける。

第二に、キリスト論においてもその特徴がみられる。『一八一四年版信仰告白』はキリストの死を神の義の充足と理解するが、これに対して『一八八三年版信仰告白』は、それを贖い、償いの死として捉え、より聖書的用語表現に変更されている。しかも、この「贖い」、「償い」とは法律的概念ではなく、関係概念である。この意味するところは「壊れた関係の回復に必要な行為」ということである。したがって、十字架とは神の苦しむ愛の表現と言える。

第三に、義認論にもS・バーニーの影響があらわれていると言える。『一八一四年版信仰告白』では「義

認」が神からの絶対的な賜物であり、「信仰」と「悔い改め」は「義認」を述べる項目の後に位置するものであった。これに対して、『二八八三年版信仰告白』では、「信仰」と「悔い改め」が「義認」の前に置かれている。これは人間の意志の自由を強調した結果と理解しうる。

#### V、『一九八四年版信仰告白』の贖罪論

A、P・F・ジョンソンとR・K・リーガン

『二八八三年版信仰告白』が生み出された以降のカンバールランド長老教会の神学的指導者として、P・F・ジョンソンとR・K・リーガンの名をあげることができる。

P・F・ジョンソンは、一八五二年生れで一九二五年に召天している。一九世紀から二〇世紀初頭の架け橋となった人物であり、S・バーニーの神学の継承者であった。神学的に特に注目すべきことは、彼が「義認」を「神との正しい関係」と捉えた点にあると言えよう。彼も、神と人間との関係を「律法」の要求を満足させるという意味での法的関係とは捉えていない。

R・K・リーガンは、一九〇〇年生れで、二〇世紀のカンバールランド長老教会における中心的指導者の一人であった。彼はカンバールランド長老教会の神学を「中庸の神学」として位置づけようと努めた。従来の「中庸」は、「カルヴァン主義とアルミニウス主義の中間にある神学」という意味合いが強かったが、R・K・リーガンは「中庸の神学」を「普通の人に理解される神学」と定義づけている。原罪理解、神と人間との関係の理解に関しては、バーニーを継承すると言えよう。<sup>35)</sup>

B、新たな展開：『一九八四年版信仰告白』の贖罪論をめぐって

一九七七年に開催された総会の議場に、ミズーリー大会は、教会が置かれている時代の人々に応えうる『信仰告白』への改訂を求める議案を提出した。その結果、カンバーランド長老教会から一五名、米国カンバーランド長老教会から五名の委員によって委員会が結成され、『一九八四年版信仰告白』を生み出していったのである。これは、『一八八三年版信仰告白』の枠組みを保ちつつ、その神学を徹底したものであると言えよう。<sup>36</sup>

上述のように、カンバーランド長老教会の神学は、聖書的<sup>37</sup>で、なおかつ実践的であろうとするとところに特徴があると言えよう。換言すれば、「生活の座」において聖書を聴く姿勢によって営まれ、生み出される神学である。その神学は、聖書に基づき、なおかつ絶えず「文脈的」であろうとする。

一九七七年に組織された改訂委員会の最初の仕事は、カンバーランド長老教会の歴史を振り返ることであった。そのなかで教会の「生活の座」を見極めようとした。第二になされたことは、聖書全体を読み返すこと<sup>38</sup>にあった。その結果、「契約」が聖書の神学的枠組みであることを確認したのである。

一般に「契約」という用語は、聖書において二種類の意味で使われていると言われる。第一に、「契約」とは神と被造物との間に交わされるもの、第二に、「契約」とは人間同士の合意によって結ばれるものである。『信仰告白』の神学的枠組みとしての「契約」とは、前者の場合を意味し、神と被造物、特に人間との間に結ばれるもので、しかも、この場合すべてが神の一方的な賜物として交わされるものである。つまり、聖書にある「契約」は、そのすべてが「恵みの契約」である。これは、『一八八三年版信仰告白』以来、その『信仰告白』にあらわされてきたカンバーランド長老教会の「契約」理解を継承している。すなわち、「神と人間との関係」を「愛に基づく親と子の関係」として捉えている点である。

ところで、『一九八四年版信仰告白』の冒頭にヨハネ福音書三章一六節が「福音の凝縮」として記されている。『一九八四年版信仰告白』の聖書論のなかにもあるが、聖書を「キリスト証言の書」と受け入れ、キリストの出来事を聖書解釈の原理とする。キリストの誕生、生涯、十字架、復活を歴史の中心、聖書の使信の中心として捉えているのである。

では、『一九八四年版信仰告白』の贖罪理解はどうだろうか。以下、四点にその特徴を整理することとする。第一の特徴は、贖罪論を和解論のなかに位置づけることにより、神の救済の業の広がりを見ることができるとい点にある。つまり、個人の救済を超えた人類共同体、被造物全体の救済を視野に入れている。

第二に、神を「親」として捉えることにより、神と人間との関係は愛に基づく「恵みの契約」関係と理解される。「律法」が仲立ちする法律的关系ではない。

第三に、キリストの十字架の意味である。当然「充足」ではなく「贖い」の立場を取り、旧約聖書の祭儀律法に基づき、キリストの十字架上の死を、「罪の贖い」として「命を与える死」として理解する。しかもそれ以上に、神の苦しむ愛の証しとして、十字架を積極的に位置づけていく。こうして、キリストの誕生、生涯、十字架、復活、昇天にいたるキリストの出来事全体が、和解をもたらす出来事であることを力強く告白するのである。

そして最後に、「義認」における「義」の問題である。『一九八四年版信仰告白』では「義」を「正義」と区別し、法律的概念ではなく、人格と人格の関係をあらわす概念として理解する。また、「正義」は神の意志であり、「律法」は人類が「正義」を行うために与えられた「戒め」とする。

## VI、発展的神学としてのカンバーランド長老教会の神学

カンバーランド長老教会は、自らの『信仰告白』を三度にわたって改訂する神学的営みを続けてきたユニークな歴史をもつ長老派教会である。一八八五年の総会においてW・J・ダービー総会議長は、カンバーランド長老教会を称し「リベラルかつ発展的教会である」と発言した。マロウも『一九八四年版信仰告白』を「硬直化し柔軟性のないものではなく、発展的信条である」と評価する。<sup>41</sup>

すべての神学は、神と被造物の関係をどのように結びつけるかによって決定すると言われるが、筆者は、『ウェストミンスター信仰告白』の中の「審判者」、「律法」、「選び」という概念を手がかりとして、特に『信仰告白』の神学的枠組みとしての「業の契約」と「恵みの契約」という二つの契約の關係に焦点をあてつつ、およそ二百年にわたるカンバーランド長老教会の神学的思索の営みを、カンバーランド長老教会が独自に生み出した三つの『信仰告白』をたどりながら考察してきた。そこから、用いる言語が時代の制約を受けていることが明らかにされ、またその時代の教会がその「生活の座」においていかなる「問い」をもちつつ聖書と取り組むかによって生み出される神学も異なってくることを知らされる。そのような意味で、カンバーランド長老教会はその贖罪理解においても「発展的の神学」の歩みを確実にしてきたものと言えるであろう。

### 注

①一八一〇年、カンバーランド長老教会は、『ウェストミンスター信仰告白』の新しい解釈に立ちながら教会形成を始めた。その後、自らの立場を明確にするために、一八一四年に、『ウェストミンスター信仰告白』を一部修正した『一八一四年版カンバーランド長老教会信仰告白』を著した。そして、一八八三年に、それを全面改訂した『一八八三年版カンバーランド長老教会信仰告白』を告白する。さらに、およそ百年後

の一九八四年には、『一八八三年版カンバード長老教会信仰告白』の神学的遺産を継承しつつ、時代に即した神学の表現として、『一九八四年版カンバード長老教会信仰告白』を生み出していく。カンバード長老教会創設期から一九七〇年代にいたる歴史については、Ben M. Barrus, Milton L. Baughn, Thomas H. Campbell, *A People Called Cumberland Presbyterians: A History of the Cumberland Presbyterian Church* (Memphis, Tennessee: Frontier Press) に詳しい。日本語の文献としては、荒瀬牧彦、『講演……カンバード長老教会の精神に何を学ぶか』(カンバード長老キリスト教会日本中会情報委員会編、『四十周年記念誌あゆみ』所収、一九九三年)がある。Presbyterian (USA) からみたカンバード長老教会の創設に関する興味深い研究としては、Bradley J. Longfield, *The Presbyterian Controversy: Fundamentalists, Modernists, & Moderates* (Oxford: Oxford University Press, 1991), pp. 60-22。『一九八四年版カンバード長老教会信仰告白』の成立背景に関しては、H. W. Morrow, *The Covenant of Grace: A Thread Thought Scripture* (Memphis, Tennessee: Board of Christian Education, Cumberland Presbyterian Church, 1996), pp. 5-8。日本語では、拙訳、H・W・マロウ『恵みの契約—カンバード長老教会一九八四年版信仰告白講解』(東京・新教出版社、二〇〇〇年)五七〜六二頁参照。

② Donald K. McKim ed. *Encyclopedia of The Reformed Faith* (Louisville, Kentucky: Westminster /John Knox Press, 1992), p. 13 の「Atonement」の項目において、G・フアクレは、「イエス・キリストにあつて神が和解の業を成し遂げたことにより贖罪論は改革派教会の神学的伝統の中心となった」と述べる。

③ H. D. McDonald, “Models of the Atonement in Reformed Theology”. Donald K. McKim, ed. *Major Themes in the Reformed Tradition* (Grand Rapids, Michigan: Wm. B. Eerdmans 1992), pp. 117-121.

④ カルヴァン『キリスト教綱要』Ⅱ・一六・一。以下、『キリスト教綱要』からの引用は、カルヴァン『キリ

スト教綱要Ⅱ』渡辺信夫訳（東京・新教出版社、一九六二年）による。

⑤カルヴァン、前掲書Ⅱ・一五・二、六参照。

⑥カルヴァン、前掲書Ⅱ・一六・一。

⑦カルヴァン、前掲書Ⅱ・一六・二。

⑧カルヴァン、前掲書Ⅱ・一六・三。

⑨ローマ五・一〇、ガラテヤ三・一〇、一三参照。

⑩法代償的贖罪論については、H. W. Morrow, *op. cit.*, p. 40。この場合、法代償的贖罪論は、少なくとも二つの神学的前提をもつ。一つは、原罪の遺伝、もう一つは契約の代表者としてのアダムという立場である。

⑪カルヴァン、前掲書Ⅱ・一六参照。

⑫カルヴァン、前掲書Ⅱ・一六・六。

⑬カルヴァン、前掲書Ⅱ・一六・六。

⑭H. D. McDonald, *op. cit.*, p. 112.

⑮「業の契約」と「恵みの契約」の関係についての詳細は、H. W. Morrow, *op. cit.*, p. 44。H. W. マロウ、前掲書一三二～一三三頁以下参照。

⑯『ウエストミンスター信仰告白』がアメリカの長老派教会に与えた影響については、曾根暁彦『アメリカ教会史』（東京・日本基督教団出版局、一九七四年）八一～八三頁参照。また、カンバーランド長老教会との関係に関して、マロウは次のように述べる。「一六四七年にイギリスで出版されたウエストミンスター信仰告白と教理問答とは、アメリカ合衆国の長老派教会にもっとも強い影響を与えてきた。一七二九年のフィラデルフィア大会 (synod) 会議において、植民地内の長老派教会はウエストミンスター信仰告白を教会

の公式信条として採用した。スコットランド系アイルランド人の一派は、この信仰告白を無条件で受容するかどうかで、正当な信仰保持者かどうかを判定しようとした。これに対してジョン・ササン・ディキンソン牧師に導かれたニューイングランドの一派は、そうした厳格な見解に反対し、人間が作りだしたいかなる文書も聖書に属する固有の地位を奪うべきではないと主張したのである。カンバーランド長老教会は、ウエストミンスター信仰告白をこのようにあまり厳格に受けとめない長老教会の一派から生まれた。」(マロウ、前掲書、五八頁)。

⑰『ウエストミンスター信仰告白』四・二、七・一。

⑱『ウエストミンスター信仰告白』四・二。『ウエストミンスター信仰告白』からの引用は、『ウエストミンスター信仰告白』日本基督教改革教会信条翻訳委員会訳(東京・新教出版社、一九六四年)による。

⑲『ウエストミンスター信仰告白』九・一。

⑳岡田稔は、『ウエストミンスター信仰告白』が特徴として備えもつ「論理性」について、「ウエストミンスター信仰告白の信条史的意義は、聖書に教えられている教理の体系を、最も論理的に全般にわたって告白しているところに見出される」と解説している(前掲『ウエストミンスター信仰告白』日本基督教改革教会信条翻訳委員会訳、岡田稔「解説と付記」、一一五頁)。同様にJ・H・リースも、「ウエストミンスター信仰告白の作成者たちは、人間の理性をとでも高く評価し、神学を理性的なものにしたいとはつきりと考えていた。ウエストミンスター信仰告白は、論理的に一貫した、精確で抽象的な命題でキリスト教信仰を表現しようと試みた一つの神学である。ウエストミンスター信仰告白の作成者たちは、論理的であることとの価値を知っていた。」と述べる(J・H・リース、『改革派神学の光と影：ウエストミンスター信仰基準の成立』今井献訳(東京・新教出版社 一九九七年) 八二～八三頁)。

⑲『ウエストミンスター信仰告白』とキリスト教スコラ主義との関連については、J・H・リース、前掲書、七七頁以下参照。

⑳『ウエストミンスター信仰告白』六・六。

㉑『ウエストミンスター信仰告白』七・三。

㉒『ウエストミンスター信仰告白』一〇・一。

㉓この点に関して、マロウは次のように述べている。「一般的にいつて契約神学者たちは普遍救済論を提唱しなかった。この問題に関して彼らは一方にエイムスとウィツイウス、他方にアルミニウスという二つのグループに分裂したのである。エイムスは、恵みの契約は神が救いへと意図し選んだ人々に向けられているという立場をとった。ウィツイウスもやはり二人のアダムの類比をもつ論理の力をよくわきまえていたので、キリストの業は限らない力をもっている、もし神がそれをすべての人に向けたならば、万人が救われたであろうという論法をとった。アルミニウスも二人のアダムの類比によって普遍救済論が導かれることはよしとしなかったが、選びの教理には向かわず、恵みの契約も律法の契約と同様に条件的であるという道をとった。第二のアダムの行為は第一のアダムの死がもたらした範囲にすべての永遠の生命をもたらすことができるが、それは条件的である。つまり、すべての人間は救いの可能性をもっているが、しかし、実際的には、悔い改めと信仰の条件を満たした人だけが救われるのである。」(H. W. Morrow, *Covenant*

*Theology and the Cumberland Presbyterian Church*, Makihiko Arase, trans. [Russellville, Arkansas, 1994], p. 7)。  
㉔ H. W. Morrow, *The Background and Development of Cumberland Presbyterian Theology* (Nashville, Tennessee 1965), pp. 10-20.

㉕ H. W. Morrow, op. cit., pp. 136-153.

⑳ 一九九七年春学期にメンフィス神学校で開講された『カンバーランド長老教会神学の背景と発展』での H・マロウによる発言。

㉑ H. W. Morrow, op. cit., pp. 159-225.

㉒ 例えば、その神学的柔軟性は、聖書の歴史的側面を視野に入れた「聖書解釈」を可能とする。その結果、大議論の末、一八八九年には、カンバーランド長老教会は他の長老派教会に先駆けて女性に按手を授け、女性教職者を誕生させた。カンバーランド長老教会最初の女性教職者は、L. M. Wosley (一八六二—一九五二)であった。L. M. Wosley に関しは、Mary Lin Hudson, *Shall Woman Preach? Or the Question Answered: The Ministry of Louisa M. Wosley in the Cumberland Presbyterian Church, 1887-1942* (Nashville: Vanderbilt University, 1992) が参考。また、L. M. Wosley 自身の著書として、Louisa M. Wosley, *Shall Woman Preach? Or the Question Answered* (Caneyville, Ky., 1981) がある。

㉓ H. W. Morrow, *Covenant Theology*, p. 25.

㉔ H. W. Morrow, *The Background and Development*, pp. 226-273. なお、S・ビーニーの神学に関する最近の研究として、Joe Ben Iby, *The Life and Thought of Stanford Guttrie Burney, DD, LLD: A Maker of Cumberland Presbyterian Theology* (Memphis, Tennessee, 2000) がある。

㉕ S・ビーニーの著書として、Stanford G. Burney, *Atonement: Soteriology, The Sacrificial, in Contrast with the Penal Substitutionary and Merely Moral or Exemplary Theories of Propitiation* (Nashville: Cumberland Presbyterian Publishing House, 1888); Stanford G. Burney, *Anthropology* (Nashville: Cumberland Presbyterian Publishing House, 1894) がある。また、H・トロナドの著書として、H. W. Morrow, *The Covenant of Grace*, p. 46. がある。H. W. Morrow, *Covenant Theology*, pp. 22-24 を参照。

③4 H. W. Morrow, in Ben M. Barrus, Milton L. Baughn, Thomas H. Campbell, A People Called Cumberland

Presbyterians: A History of the Cumberland Presbyterian Church, pp. 287ff, 297-301 参照。

③5 R・K・リーガンの救済論に関しては、Ewell K. Reagin, *What Cumberland Presbyterians Believe Revised*

(Memphis, Tennessee 1979), pp. 54-67 の Chapter 6: Regeneration, Justification, Sanctification を参照。

③6 『一九八四年信仰告白』改訂作業に関する資料としては、『カンバールランド長老教会・第二カンバール  
ド長老教会信仰告白と政治 一九八四』（カンバールランド長老キリスト教会日本中会翻訳特別委員会訳）十  
二二頁にある「一九八四年信仰告白前文」を参照。

③7 『一九八四年信仰告白』の「前文」に「われわれのこの信仰告白の形成原理は、聖書が語ることから聖  
書が語るように語るというだけである」とある。

③8 H.W. Morrow, *The Covenant of Grace*, p. 43.

③9 W. J. Darby, *Our Position, or Cumberland Presbyterians in Relation to the Presbyterian Family* (Nashville:  
Cumberland Presbyterian Publishing House, n. d.), p. 2.

④0 Ben M. Barrus, Milton L. Baughn, Thomas H. Campbell, op. cit., p. 301.